

愛知県司法書士会と空き家等対策に関する連携協定を締結 ～相続登記等にお困りの方の相談・支援を推進します～

1 目 的

市では、空き家が増え続ける中、空き家等の発生の未然防止や流通・有効活用を促進するため、新たに相続登記の専門家である愛知県司法書士会と空き家等に関する連携協定を締結します。

2 締結式

(1) 日 時

令和 6 年 11 月 27 日（水）午後 2 時～ 2 時 30 分

(2) 会 場

春日井市役所 5 階 特別応接室

(3) 次 第

ア 出席者紹介

イ 協定書への署名

ウ 石黒市長、愛知県司法書士会長挨拶

エ 記念撮影



愛知県行政書士会尾張支部との
連携協定締結式の様子

3 トピックス

(1) 相続登記の申請が義務化

不動産の登記簿を見ても相続登記がされておらず、所有者がわからない、連絡がつかないといった「所有者不明土地」の発生を予防するため、法改正により、令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務となりました。正当な理由なく義務を果たさない場合は、10 万円以下の過料が科される可能性があります。

(2) 想定される具体的な連携内容

ア 空き家の未然防止を目的とした相続登記等に関する相談対応

イ 市のセミナー（主に相続登記等）への講師派遣

ウ 市の相談会における専門家派遣

(3) 市と空き家等対策に関する連携協定を締結している団体

ア 春日井商工会議所

イ （公社）愛知県宅地建物取引業協会

ウ （一社）住まい管理支援機構

エ 愛知県行政書士会尾張支部